

# 令和2年度 町外通勤者助成金の対象年齢が拡充されました

本制度は町内に居住し、町外へ通勤する町民に月額7千円の豊頃町商品券を支給する制度です。  
この度、助成対象年齢を18歳以上60歳未満に拡充しましたので、お知らせします。なお、令和2年度上期の申請については、広報9月号およびホームページ等でお知らせします。

助成対象者を40歳未満から  
**60歳未満へ**  
拡充しました！

## 申請に必要な書類

1. 町外通勤者助成金交付申請書
2. 町税等納入状況調査承諾書
3. 町外通勤者勤務状況証明書



申請の際は、町企画課備え付けの申請書様式をご使用いただきますので、来庁またはご連絡いただき、事前にお取り寄せ願います。  
申請月の通勤実績は、15日以上勤務した後に証明し、ご提出ください。

## 対象要件

1. 本町に居住している方
2. 昭和35年4月2日～平成14年4月1日生まれの方
3. 月15日以上町外通勤日数が3か月以上ある方
4. 通勤者および同居家族が町税その他、町に対する債務を滞納していない方
5. 高等学校、専門学校、大学等に在籍していない方

## 助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること

## 助成金額

通勤実績に応じて月額7千円の豊頃町商品券を支給します。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

# 豊頃町産業振興事業補助金

令和2年度豊頃町産業振興事業補助金の応募を受付します。  
募集内容は次のとおりです。新たな取り組みなどを計画されている方は、該当する担当課にご相談のうえ応募ください。

## 産業振興事業メニュー

事業名	事業内容	補助対象者	補助金額等
人材育成事業（相談先：産業課または商工観光課）			
事業者および後継者育成・従事者育成	事業に従事する者および後継者・従事者を育成するために行う次の内容に伴う経費への支援および助成 ①新技術、知識および資格の取得 ②資質向上の教育	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 30万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回
起業等支援事業（相談先：産業課または商工観光課）			
新規起業支援	これまでに事業活動を行っていない方が、次に該当する場合に伴う経費への支援および助成 ①新たに事業を開始する場合 ②町外から移転して町内で事業を開始する場合	町内で起業しようとする方で、地域に密着した事業に取り組む方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 30万円以内 交付回数 同一事業1回

事業名	事業内容	補助対象者	補助金額等
起業等支援事業（相談先：産業課または商工観光課）			
異業種進出支援	すでに事業活動を行っている事業者が、経営基盤強化のため、町内で新たな分野での事業を開始する場合に伴う経費への支援および助成	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業1回
新製品等開発支援	次の事業内容に伴う経費への支援および助成 ①新製品、新技術若しくは新サービスの開発、製品改良または生産方式等の改善に係る機器または設備の導入 ②基礎研究、試用試験その他の試験		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業1回。継続事業は3年まで補助。
販路開拓支援	販路開拓に伴う経費への支援および助成 ①展示会等の開催 ②展示会等への参加、出展 ③専門コンサルタントへの委託等		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 150万円以内 交付回数 同一事業1回。継続事業は3年まで補助。
デザイン開発支援	新製品のデザイン開発または既製品デザインの改善をする場合に伴う経費への支援および助成		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 50万円以内 交付回数 同一事業1回。継続事業は3年まで補助。
民有林植林奨励事業	町内の山林に植林する経費への助成	町内に住所ならびに土地を有する方	補助金額 1ヘクタールあたり5万円以内
商店街活性化事業（相談先：商工観光課）			
店舗改修等支援	次に掲げる要件に該当し、町内に在する老朽化した店舗の改修又は移転費用の一部を助成 ①現在の店舗で事業を開始して5年が経過していること ②これまで本補助金を受けていないこと ③商工会に加入し、経営指導員の指導を受けていること ④改修又は移転完了後、5年以上継続して営業すること	市街地において小売業または飲食店事業を行う者	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。

特別支援事業（相談先：産業課または商工観光課）			
名品づくり支援事業	町内の地域資源（農水産品、歴史・文化・観光資源等）を活用した新商品の開発や既存商品の改良に要する経費について、その一部を支援および助成する。	町内に事業所を有する中小企業者または町民団体、町民個人	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 限度額 100万円 交付回数 同一事業1回
従業員宿舍等確保支援	次に掲げる要件に該当し、従業員宿舍等を建設または取得し、現に従業員を居住させている場合にその経費の一部を支援および助成する。 ①対象となる従業員宿舍等は1棟2戸以上の共同住宅とし、建設後または取得後5年以上従業員宿舍等として使用すること。 ②従業員宿舍等に居住させる従業員は、豊頃町に住民票を有することまたは有することとなる者であること。	町内で農林水産業および商工業を行う者	補助金額 1戸当たり月額1万円（中古住宅の場合は月額5千円） 交付回数 当初申請月から3年間。ただし、月の2分の1を超える期間が空室となっている場合は当該月は交付しない。

※この表に該当する事業において、町以外の国、道、その他団体から補助金等の交付を受ける場合については、当該補助対象経費から当該補助金等の交付額を減じた額を補助対象経費とします。

上記記載のほか、諸要件がございますので詳細はお問い合わせください。

問合せ先  
 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216  
 役場産業課 ☎ (574) 2217  
 役場商工観光課商工係 ☎ (578) 7202